

教育権の視点による学校教育の考察

——面接調査の結果を中心に——

酒 井 玲 子

目 次

問題の所在

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 子どもの教育権の状況 | 3. 校則改革の取り組み |
| 2. 教育目標と校則 | まとめ—改革の方向— |

問題の所在

「子どもの権利条約」がさまざまな議論をへて我が国でも国連で 158 番目の批准国となり、この 5 月 22 日に発効した。18 歳未満の子どもに対して一切の差別と虐待を禁止し、子どもの心身の保護とともに、権利の主体として捉える意図がそこにはある。また国連はこれによって、国内法を整備し、国民に広く知らせることを義務づけている。

現在各地の中・高校生はすでにこの条約の学習会やフォーラムを開き、校則改定の動きに乗り出し始めている。

ところが当の文部省は、この発効によって教育関係法の改正の必要はなく、校則は学校の責任と判断において決定すべきこと、意見表明権については、年齢や成熟度によって相応に考慮されるべきで、ここでは理念を一般的に定めたものであるから、必ずしも教育現場に反映されなくてもよい、国旗・国歌は引きつづき指導すること、などについて通知を出している。

ここにはいじめ、不登校などが年々増加している日本の学校を積極的に改革しようという姿勢は薄いといえよう。

だが、この権利条文には「自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢およ

び成熟に従い、正当に評価される」(第 12 条)とあり、権利として子どもの意見を積極的に、正当に評価されるべきことを定めている。

今年この条約の締約国となった我が国では、この条文に照らし合わせ学校教育の実態を考察する重要な契機と考える。そのことによって学校教育現場の問題を見いだし、解決の方向を探ることは単に我が国の子どものためではない。今日、地球規模での環境破壊など、一国の状況が世界的な規模の問題に波及し、また、我が国の子どもの状況は他国の子どもと無関係ではあり得なくなっている。

その意味から我が国の教育も国際連鎖の中にあり、学校改革は国際的な責務であるとさえ考える。

本稿では以上のような問題意識をもって、子どもの教育権（学習権）の視点から教師、学校管理者、生徒、父母への教育状況についての面接調査を行った。その結果をもとに、子どもの生活や勉学状況、子どもの要望、意見表明とそれを受容するシステムの実態について、それらの関係者の意見、考えを明らかにしたい。併せて注目される教育改革の実践を取り上げて考察を試みたい。

かつて、F. フレーベルは、自らの教育実践は、「自由で、思索的で、自己活動的な人間の形成」⁽²⁾にあると言い、彼の教育に対する非難や攻撃に対して、「子ども達が我々の審判者になるだろう」⁽³⁾、と敢然と言いついている。またエレン・ケイは、子どもたちは「人生と人類がいかにあるべきかについて自分なりのあこがれと理想の目標を設けていくこと、こういうことを念頭に置く教育者はどうしてかくも少ないのであろうか」と嘆いた。そして、20世紀を展望し、「子どもが他人の利益の境界を越えない限り自由に行動できる世界をつくってやる、これこそ、将来の教育目標となるべきである。そうなって初めて、大人は実際に子どもの精神を深く洞察することができるのである。」⁽⁴⁾と語った。

いまや、21世紀を展望するにあたって、子ども主体の教育を国民的な規模で探るときにさしかかっている。

1. 子どもの教育権の状況—全体的な調査結果と考察—

ここでは、第一に学校教育の現場における児童・生徒の各教科、道徳、

特別活動などの学習や生活状況、あるいは乳幼児期の子どもの発達と保育の全体について面接調査を行った結果を集約し、若干の考察をのせた。この中では特に、子どもの要望や意見表明を行うルート、それを検討し、受容するシステムの実態を「子どもの権利条約」の条文に照らして把握すべく、以下のような教育関係者を対象に調査した結果をのせたものである。

調査対象 北海道内の中学校（私立1、公立7）、高校（私立3、公立8）

保育園（私立3）、幼稚園（私立1）、養護学校（公立2）

小学校（公立1）

上記の内わけ 校長（2）、教員（男17、女5）、保母（女

2、うち園長1、男1）

父母（男2、女2）、元高校生徒（男1、女3）

1. 学校における子どもの意見表明（第12条） ここでは子どもの意見をどの程度、あるいは如何にしてそれを取り上げているかを質問した。

まず、カリキュラム、教科書、教材の選択に関しては、生徒や親の意見を入れて決めているところは、対象の小、中、高の各学校のいずれも皆無であった。小・中学校では教師にさえ教科書の選択権はなく、市町村の教育委員会が決定したのを使用している。高校段階では各学校が選択しており、一年目の教師にさえ倫理の教材選択が任せられているところもあった（A高校）。幼児教育諸機関では親の意見は入れていない。

文化・スポーツ活動は児童会や生徒会を通して比較的よく子ども達の意見や要望が取りいれられて活動が展開されている。

生徒会活動、特に校則問題をめぐってはこの調査のメインであったので別項で取り上げたい。

相談活動では、担任のほか保健室の養護教諭が個々人の問題や悩みに対応しているのが一般的である（F、G中学など）。友人や家族とのトラブル、さらに進路の相談もあるという。しかし、なかには「教育相談部」があって、生徒の個人的な悩みや相談事に対応し、家庭訪問も行っているところもある（K高校）。ここでは担任は相談に直接かか

わらないという。小学校では相談は担任が行っている。養護の教諭はいわゆる、病気、怪我などの身体や体調に関して子どもの世話をしているようである(A小学校など)。

2. 表現・情報の自由(第13条) これに関しては、新聞や展示物について質問したが、生徒会新聞に制服の自由や性に関する執行部による調査結果の記事を載せたり(Y, S, J, I, H, Kなどの高校)、学校祭に際しての掲示物は各中学・高校ともに所定の位置であれば内容の規制はしていなかった。

A中学校では、「学友会」が書記局だよりを発行しているが、誤字や表現についての間違いは指摘するが内容は自由である。最近ではアフリカ難民への救援キャンペーンを行ったりしているという。中学・高校では新聞コンクールをしている学校も多い。だが以下のような要求もある。

体育祭に生徒の発案でクラス毎にカラープリントしたTシャツの着用が許可された。あるクラスでポルノ調のデザインのTシャツがあり、教師間で問題になったが、結局校外で着ないということで許可されたという(A高校)。また学校祭で午前中の時間帯を生徒の望む催し物にしようということで要望を出させたところ、カラオケ大会だったという例(B中学)。これは後に撤回されたというが、校長以下教師たちが考える教育的配慮や文化の質、全員参加の願望と今日の生徒たちのそれとはかなり意識の差があるようである。また、同校では生徒会執行部の役員選挙で、土曜日掃除廃止を掲げた生徒が当選し、学校としては一定の試行期間を設けて土曜日の掃除を自分の周囲のゴミ拾い程度で様子を見ているようである。

子どもの意見表明権とは要求し、主張する権利である。教育現場では、教育の主体として子どもたちの要望するもの、理に適ったものについてはこれを認めるという姿勢がさらに必要である。だがしかし、その要望が一切受容され、実現されるということではない。当然生徒たちの要望と指導する側との間にある相克、せめぎあいの結果、これを如何に道理ある要求内容に高めていくかは、教師の指導の在り方にかかっているといえよう。

ともかく教育の主体である子ども達に彼らの要望を出させるのは、

あるいは出された意見や要望を吟味、検討するのは当然であるし、その両義性こそ今回の権利条約の意味であると思われる。要は教育の対象である生徒たちに対して、遠い見通し中で彼らの人間としての育ちに資すると思われるものを指し示すことが教師の役割であろう。それ故にそうでないと思われるものについては当然拒否することも有り得るのである。

3. 思想、良心、宗教の自由（第14条） これに関しては、私立のキリスト教学校においては礼拝が日課となっている。今後は申し出によつては他宗教の生徒の信教の自由を保障する配慮がなされるべきと考えている（J, S, Y高校）所もある。

また礼拝をアッセンブリアー（集会）に改名することも考えられるという（S高校）。ある宗教の信者の子どもが音楽の時間にある種の歌を歌わないという申し出を許可した（H, S中学）。信仰上の理由で付けているネックレスを特別認めた例もある（H中学）。異例では運動会でみこしを担がないという申し出が認められている（T校）。しかし、就学前の幼児保育機関、例えばキリスト教幼稚園などに他宗教の子どもが入園して宗教上の問題が生じたケースはないという（A幼稚園）。ともかく、建学の精神や教育の方針と信教の自由とが二律背反的な様相を帶びているが、今後はいっそうその両義性を追求する教育の工夫が求められることになると考える。

公立学校では「君が代」、「日の丸」の取り扱いについては多様である。例えばA高校では、職員会議の際にその両方に反対した教師達も式の当日は混乱を避けるためか、日の丸の掲揚と立って君が代の齊唱に加わっているという。しかし、小、中学校では「君が代」を齊唱してはいないが、日の丸を掲揚する学校が多い。「君が代」を単にテープで曲を流している所もある（C中学）。しかし来賓が日の丸を掲揚していない式壇の正面に向かって敬礼したり、玄関ホールにのみ日の丸を掲揚している例もある（A小学校）。また校長の要請で日の丸の掲揚は認めるが、同様に式壇に子ども達の卒業作品を掲示している養護学校もある（B校）。

上記についてはいずれも校長と組合の力関係によってその対応がきまるようであるが、その内実はこの問題に関する相方の思想、信条に

かかっているようである。学習指導要領には国旗、国歌の指導を記載されてはいるが、それが「日の丸」、「君が代」に結び付かないという認識もあるし、事実、法的な根拠もないから規制力は発揮できないというのが我国の現状である。

4. 結社・集会の自由（第 15 条） 自主的な学内外の団体やコンサートへの参加規制について質問したが、高校では一般的にその規制はなかった。学内は 4 時半までは自由に使用してよい、外出時間は 7 時までなどと大半の中学校が決めている。またゲームセンター、カラオケボックスなどへの出入りは殆どの小、中学校で禁止している。A 中学校では、3 年生が卒業式後、まだ三月中だったがライブコンサートを催した例があったが学校は干渉しなかったという。

5. プライバシー・通信・名誉の保護（第 16 条） この項では、盜難、生徒の暴力、いじめの対処、体罰の状況について質問した。

まず前者に関しては、大体の学校で自転車の盗難など、小さな日常的な盜難事件については学内で解決し、警察には連絡していない。また盜難に関して個人の所持品調べもしていないようである。

A 中学校では喧嘩で生徒が倒れた時、警察に連絡したことがあるし、他校生が来てトラブルを起こした場合は連絡をすることにしている、という。また、暴力事件の対応は学校の範疇で出来ることは内部で指導するし、学校で手に負えなくなった場合は校長の権限で警察に連絡しているようである。だが、キリスト教の D 高校では、生徒の暴力事件で警察に連絡したことはないし、これからもするつもりはない。教師が体を張って問題に対処すると言い切った。

ある養護学校では子どもが行方不明になったときの対応を決めている。5 分以上見つからない場合は校内放送をかけ、教員の半分が校外に探しに行き、同時に警察に連絡するという態勢を組んでいる（A 校）。

次にいじめについてだが、小、中学校では職員室を逃げ場としている場合がある。言葉の暴力が多い。「デブ」、「ブッ殺す」、「死ね」などで心に傷を与えている。こうした個人への人権侵害の芽を断じて許さないことにしているが、一方、最近は教師に対して威圧的な言葉を発する子どももいるという（A 小学校）。

体罰の行使は小学校と高校教師からはおおむね聞かれなかった。しかし中学校では、良くはないが実際には叩くこともある。しかし教師と生徒に信頼関係が有り、断絶がなければ多少の体罰はあっても止むをえない、必要悪、と考えている教師は意外と多かった（A, D中学, D, G高校など）。

だが一方、かつて生徒に怪我をさせた苦い経験をもつ教師は、取り返しがつかないことになりかねないから体罰は断じて認めないと。体罰をしている時は自分を正当化するが、体罰の体質を芯から直さなければならない。人間は人間的なやり方でじっくり話し合って解決すべきである。下に鎧が見えるようであってはならない。そして何よりも体罰をしなくてもよい教育環境づくりを日頃からすべきなのであると主張している（B中学）。

一般に養護学校では、卒業後の社会適応のために厳しい訓練をしているようである。若い教師はベテランの教師が「しごき」をしているのを見て苦悩している（B校）。子どもの将来を考えてのことというが、納得のいかない若い教師もいるようである。好き嫌いの給食指導についても無理に食べさせなくて良い、など最近の見解を学習をしていない、などの批判ももっている（A校）。

ある保育園では6歳のB君が元気がなく、心を開かない。聞いてみるとそこの家では父親が上の息子に体罰を加えている事がわかった。弟のB君は毎日のようにそれを見ていたのも一因で心が萎縮していると判断した園長達は、その父親と話し合い、体罰を止めてもらったという。その効果もあってB君は次第に心を開き、活発になってきたというケースが報告されている（A保育園）。

またある教師は、若くて未熟な時期は体罰を行っていたが、子どもの言動について見通しがもてるようになってからは、体罰ではなく言葉で対応出来るようになった。教師の熟練や力量と体罰の行使には相関関係があるのではないか、と指摘する（E高校）。

驚いたのは、体罰肯定派と否定派の主張のバランスが大事で、体罰派が突出しないように配慮している、という学校管理者もいたことである（B中学）。

体罰が効力をあげる場合もある。だが、最初から体罰肯定の教育観

をもって生徒指導にあつてはいるということを問題にする必要があるのではないか。また、学校側は、体罰肯定派の教師を支持したり、かばつたりするようであつてはならない。一方、熱心さが体罰につながった、と言うのを聞くが、教師が教育熱心なのは当然で、それが体罰肯定の理由にはならない。子ども、生徒の人格に関わる教育の専門家であるならば、人間的交流、すなわち言葉によるコミュニケーションの方法こそ駆使されるべきと考えるのである。

その意味で「子どもの権利条約」が、我国の教育現場における教師、生徒を覆う人権の感覚の希薄さを告発し、改善するものなることが迫られているといえよう。

6. 情報のアクセス（第 17 条） この項では、主に現在話題になっている、指導要録、内申書の本人（親）への開示について質問した。この件についてはまだどの学校も経験をもつていなかつたが、ある程度教員間で話題になっているようである。

開示となれば当たり障りのない表現しかできなくなる、と答えた教師が大半で、なかには親は我子への溺愛や偏見が多いので見せられない（A 幼稚園）、というのもあった。将来は見せる方向で記録しよう話し合っている（A 中学）、事実を書いているので見せても良い（D 高校），という回答は、むしろ少数であった。

しかもこの調査への回答はその学校全体の意向ではなく、個人の意見なので、教師間でも意見がバラバラというのが実態であるそうだ。

つまり、指導要録は次年度への指導の指針としてあるもので、親や本人へ見せるためにあるのではない、という認識が教育現場の大半の捉え方のようである。親へは個人への家庭通信で知らせているし、通知表に本人の学業や生活の成果や課題は記載している、というように用途の違いを指摘する。内申書については、本人に不利にならないように書いているというのである。昨年東京の一中学校で内申書の評価基準を生徒に公表したことが問題になったというが、これには賛否両論があろう。額面通りに受け取れば、これは情報へのアクセス権（近接）の範疇であり、今後拡大されるだろうと推察される。

この点については、ある高校の教師は、学校という限定された場での人間評価には限界がある、と指摘している。とりわけ性格、性向、

個性などの評価を義務づけることは、生徒と教師との間の関係を固定化させるという理由で、指導要録のあり方や内申書の項目については疑問視している。

これらについて学校現場では、指導要録等の目的を明確にすること、到達目標化できるものとできないものがあること、さらに評価は単に教師がするものではなく、子ども自身によるものや子供間の相互評価を含むもの、などの認識が必要、と前向きに考えているところもあった（C, D, E高校）。

7. 教育への権利（第28条） ここでは子どもの発達と保育や学習権に関する質問を設定した。A保育園では0歳からの園児には自閉症的な傾向はないという。各年齢にふさわしい自然（水、土、緑、砂、空気、太陽）と整った人的環境で、子どもは自由に活動することで満足を得る。つまり、子どもが目的ある行動によって思考力を働かせ、自律神経を刺激する、という日常の保育サイクルによって心身が鍛えられている事がその理由であるという。

また、ある保育園では、障害をもった子どもを含めての子ども集団を熟練を積んだ保母が保育にあたっている。ここでは発達の一応の特徴を目安に押えながらも、日々の具体的な活動、その節々に柔軟に対応しながら、子どもの発達を伸ばしている。そこには形式主義や硬直した子ども観や発達観に捕われてはいない、まさしく柔軟な思考力が働いているようである。

一方、ある男性保育者は、一人一人の子供を魅きつけ、水あそびなど、年齢にあった遊びを創造し、工夫し、発展させる実践を展開している。それによって子供の発達権をギリギリのところまで保障する役割を果しているように窺れた。

小学校では相対評価ではなく到達度評価をしているところが多い。

小、中学校では、学力の低い子には放課後、担任が教科書の復習やドリルをさせたり、子ども同士グループを作り、夏休み中に勉強会を開いている。高校では三者懇談、習熟度別課外講座などで学力の遅れに対応している。休学処分に際しては課題を与え、各教科の教師が家庭訪問を行って学習の遅れを取り戻している。

教師によるクラス集団づくりの有効性は次の実践例にも表されてい

る。ある同僚の教師は、「一人一人を大切に」と言って子ども集団の指導をしなかった。やがて自由放任のそのクラスに横暴な子供も現れ、気の弱いA子が登校拒否を起こすようになる。だが、やがて学年と担任が変わって集団づくりをするクラスになってから、A子の登校拒否なくなったという(A小学校)。これなどは学校教育の基本が、集団を育てる中で個々人を伸ばし、あるいは個々人の成長と集団の成長を同時に追求されるという原則への認識に関わる問題、といえるだろう。

一方、障害児の教育問題であるが、義務教育学校に特殊学級がある場合、障害児をそこに入れるか、または普通学級に入れるかは最終的には親が決める、という学校が多い。授業の内容によってどちらのクラスにでも行けるようにしている。その方がその子にも普通学級の子にとっても、仲間意識の点で良い影響がある、と考えているようである。ここでも子どもや親の望む教育の選択権が優先され、ノーマライゼーションの思想が徐々に普及してきているようである。

8. 休息、余暇遊びなど文化的、芸術的生活の権利（第 31 条）

この項目では学校 5 日制について質問したが、教師にとって土曜休日の増加は、休息、文化・スポーツ活動、教材研究のために肯定的な反応が多かった。

しかし、子どもにとってはその生活環境や生活実態から問題があると指摘する教師が多い。年々働く母親は増加しているし、休日の土、日を有効に過ごす地域環境が整っていないというのである。地域での生活の仕方が問題になってくるというのが教師の大半の見方である。

学校 5 日制に関しては、文部省が民間調査機関に委嘱して行った調査によると、小学生 72.8%、中学生 80.1%、高校生 71.5%，それに教員の 77.8%が土曜休日が増える事は良い、との回答結果が出ている。それに反して、保護者の 47.2%が、「今以上増やすことはない」とし、増やすことに賛成は 30.9%，「一概には言えないが 21.9%だったという。とりわけ母親の 49.2%（父親は 38.6%）が反対、と回答している。その反対の理由は、「休みの日子供の世話ができない家庭もある」などをあげている。この調査結果からも、先の教師たちの意見や懸念は裏付けられるといえよう。

すでに実施されている土曜休日には、現在高校生では、ボランティ

ア同好会、小・中学生では地域のサッカークラブなどに参加している子どももいるという。つまり、こうした地域での遊び、文化、スポーツの活動が行政の施策として組織されていかなければ、来年の2回の施行、そして将来的には5日制の完全実施が予想される中で、幅広い国民層からの支持は得られない、と考えられている。

また、この土曜休日問題は、もう一つの問題を抱えていると現場では指摘する。学校5日制はカリキュラムの編成に大幅な変更を加えなければならない、というのである。時間数が減少するので学習指導要領も改定せざるをえないだろうという見方である。その対策の提案としてある学校管理者は、英語、国語、数学を基礎に、社会、理科を一群グループにし、美術、音楽、技術を表現の科目としてまとめてしまう。また、行事を精選し、授業を中心にして思行力、判断力、創造力などの基本学力に力をいれるべきだという。

これは昨年新聞紙上に載った「学校は指導を強めるべき」という主張に通じるものがある。⁽⁸⁾ここでは、子供が没入するような授業内容が展開されることで、学習に満足感を得、意欲を生み、意思を練り上げて知・情・意の人間形成が可能になるという論旨が展開されている。すなわち、現状のような知育や学習の不徹底こそが学校嫌いや人間喪失の原因だというのである。併せて、多忙さを増加させている行事、会議、研究会、生徒指導、部活などを思い切って精選することを提案しているのである。

学校5日制に関連して、上記のような教育観が現れるのは学校が優れた学習活動を軸にして子どもの認識を深めるべきという点で賛成出来る主張である。だが、児童、生徒の学習負担を回避し、「思い切って精選すべき」は、学習の内容であり、しかも指導のいっそうの工夫こそが必要ではないのか。というのは行事や部活において、まさに、子供が真に興味をもつ活動の領域があり、学習活動に比較して自主的活動や相互協力の力が形成される場所ともなっている事実は疑い得ないからである。

また、校内暴力が過去最多を記録をし、いじめに担任が気づくのは31%という現状においては、もっと教科外の特別活動の充実こそが必要と思われる。つまり、人間的な交流、生きる力を実感する活動の組

織化が学力の形成と同等の比重で展開されなければならないと考える。

2. 教育目標と校則

今回の調査の眼目は、「子どもの権利条約」の教育条項が学校教育現場で実施されている状況、あるいは教師の教育観を把握することにある。その点から見れば我国では、生徒の学校生活全般にわたって権利の行使と最も関係し、あるいは対決しているものが校則であるといえるだろう。

どの学校においても教育目標があり、それに照らして生徒を訓練し、人間形成をはかる管理機構装置として、規則、校則、生徒心得などがあるので、まず教育の目標を学校要覧や生徒手帳などをもとに見てみたい。

教育目標としては、教育基本法に則ったものが大方で、以下のような内容に集約される。

人格の尊重、平和な社会の形成、文化の発展、真理の探究

個性的で豊かな情操、心身の健康、労働の尊重と喜び

知性をみがき思考する人間、実践力、広い視野と適格な判断

向学の精神と自主的な向上、他者と共に生き、歴史を担う

生命への愛、強じんな意志、しなやかな感性、未来に生きる知性、創造的知性、など

こうした目標とは異なる設定をしているのがS高校で、この学校では「教育綱領」と銘うつて以下のような項目を掲げている。⁽⁹⁾

1. 目 標 みんなの可能性を信頼し、明るい民主的な学校を築く。
2. 立 場 理想と良心に満ちて科学し現状を変革する。
3. 友 情 自分の心を開き、話し合いでともに生きる仲間をつくる。
4. 団 結 自分や仲間を見すてず、みんなの力で問題を解決する。
5. 自 立 みんなの自由を創造するため、責任をもつ個人となる。
6. 労 働 人類の幸福を築く労働を尊び、労働と学習を結び合わせる。
7. 健 康 たくましい身体をつくり、未来を拓く力を培う。
8. 公 共 物 生活を豊かにする公共物を大切にし、美しい学校と社会を作る。

9. 民族 民族の歴史と遺産を受けつぎ、健全な文化を創造する。
10. 国と世界 祖国を愛し発展させ、世界平和を実現するために努力する。

以上に見たような教育目標や網領が、校則や生徒心得と内容でのつながりがどうなっているか、が肝心である。まずこれら規則を分類すると、第一に学校管理上必要とする規定として登校、下校時間の設定、遅刻、欠席についての手づき、自転車、バイク、バス通学の規定、通学路の指定がある。この中には、交通ルールを守る等の市民道徳的なものも含まれている。

第二に、校内生活と校外生活についての規定である。前者については、集団のルールを守ること、健康で安全な生活を送ることを前提に、生活時間を守る、不必要に他の階や教室に行かない、危険な場所(屋上など)に行かない、公共物を大切に扱うなどの規定が並んでいる(D中学)。また、週番、日直、書記の役割、チャイムで着席、給食の取り方(B中学)、給食の持参(E中学)、生徒手帳の常時携行、放課後活動の許可書提出規定(F中学)、がある。だが、全体としては中学校は4時から4時半の間、高校は5時が下校時間となっているので、それまでは自由に部活動などができるようである。規定外だが朝の登校時間を早めて遊ばせている所もある(A中学)。

校外生活の規定にも細則がある。まず小学校では、戸外での遊び時間、遊びの連絡、店の出入り、自転車の乗り方、下校後のグランドの使用などについて具体的に指示している(A小学校)。交通ルールや道路上の注意がある。

中学校でも一般にその学校の生徒としての自覚と責任をうながした上で、華美な服装を避け、生徒手帳の携行、外出に際しては家族に時間と用事を連絡、生徒同士の外泊や映画、催しもの、キャンプ、登山、サイクリングの禁止、教護協会禁止の遊戯施設への出入りの禁止、などがある。アルバイトは学級担任と学校長の許可が必要とされている。例外的にスキー、サイクリングをその管内では友人同士で行くのを認めている所もあった(F中学)。キリスト教学校では教会の礼拝出席を促すものもある(G中学)。だが、最近は校外生活についての細則は見直すべきを考えている学校管理者もいる(B中学)。

高校でも大体上記のようなきまりが生徒手帳に記載されている。休日登校の許可と夜間外出時間の指定、校外団体の加入は保護者の承認書を担任に提出する、などは一般的で、さらに男女の交際は良識をもって行動すること(D高校)や特定の異性との交際を注意するものもある(A高校)。生徒手帳以外にも夏、冬などの休み期間中の諸注意は書面で通知していたり、「高校生活のしおり」などで細かく指示している所が多いのである。

第三の校則の特徴は、きわめてしつけ、道徳的なものである点である。外来者や教師に正しい挨拶や言葉使いをする礼儀作法を始め、教師の会議中は静かにする、周囲の清潔と美化に心がける(C、F中学)、校内生活では静粛を、礼拝時は沈黙と敬けんとを心がける(G中学)、中学生らしい品位(D中学)、授業中は積極的に挙手し、大きい声で答える(B中学)、公共の乗物では周囲に迷惑をかけず、老人に席を譲る(C高校)、などがある。

これらからは、子ども達の生き生きした姿が見えにくい。また、個人の尊厳や民主主義社会の主権者を育てる教育観は感得できない。しかも先の各校の高邁な教育目標から程遠く、むしろ細則によって生徒の生活を拘束する危惧さえ感じさせる。これに反して、簡素な規則のみのE中学では、現在さらに校則見直しアンケートを実施しているという状況も報告されている。⁽¹⁰⁾

第四に、校則の中心にある服装規定についてである。そこにはどの学校も制服のスカート丈まで決める細則が並べられている。教育現場では、規定を厳しく守らせようとする側と多少の違反には目をつぶっている教師とがおり、絶えず反目や対立があるようである。この点については、いったん決められた校則であればそれを守らせるのが当然と考えるのである。要は、その校則が生徒の人間的な成長に資するもの、生徒も納得できる、道理ある校則かどうかにかかっているといえよう。そういうものでなければそれを大胆に変える必要があるし、実際、全国的には急速な勢いで校則の改革が進んでいるのである。

3. 校則改革の取り組み

上記の北海道の中學、高校の校則や服装規定の内容は全国の実施状況とほぼ同じものであるが、次に、後志と十勝の私立と公立の二高校について服装自由化へのとりくみについて実状をあげ、考察したい。

Y高校の場合

後志のキリスト教学校であるY高校では、3年前に教師側からの提案により制服廃止に踏み切った。現在は以下のような服装のきまりのみがある。

1. 服装は質素端正で華美に流れぬように注意すること
2. 上靴は本校指定のものを使用する
3. パーマ、そめ毛、化粧（マニキュア、口紅、リップ等）は認めない
4. 装身具についてはとくに規制しないが学校生活上支障のあるものは認めない

1965年開校のこのY高校は、基本的には管理と校則で縛る指導を避け、生徒会を中心とした自主的な全校集団づくりを実践してきていた。元来、服装の自由化は必要と考えていた教師集団ではあったが、この制服廃止に至るまでは服装と頭髪の指導にエネルギーを費いてきたのも事実であった。しかしこれに対する疑問や葛藤があつても、「服装の自由化は生徒の要求があつて学校が検討、認めていくのがスジ」と考える教師も多く、自由化要求が生徒の側から出ないまま、規定があるかぎり服装指導は続けられてきたのである。

ところが1990年1月、職員会議で制服廃止を決議し、直ちに生徒にその趣旨を説明する文書が配布されたのである。そしてその春の新校舎の完成と共に服装自由化がスタートした。ここに至るまでの教師間の議論は短期間ではあるが、密度の濃い、さまざまな懸念や予想される問題に配慮した、しかも率直に自分の意見を出し合つたものであった。それは上記の文書に意見表明されたが、その背後には以下のようないくつかの懸念の声としては、生徒がバラバラになってしまわないか、地域の目はどうか、タバコや万引が増えないか、極端な服や頭髪が出てくるのではないか、ヤクザのユニホームで集団化しないか、お金がかかり

過ぎないか、などである。

それに対する意見は次のようにある。

服装は自己主張の表れ、自分のライフスタイルである、タバコの規制と制服は別、地域を気にするより主体性が大事、お金をかけるのは長づきしない、暴走族と服装の自由とは別問題、服装で他の生徒にプレッシャーかけているのも別の指導の問題、出てきた問題にはそのつど考える、など。Y高校が制服自由化に踏み切れた理由には、これを比較的楽観的に考える教師集団であった事、それに長年の生徒指導の苦闘や疑問があって、この機会によくやくその結論が出されたもの、といえるだろう。

その趣旨を生徒に説明するために配布された文書から廃止の理由を要約しておきたい。

- ・自由を重んじる学校が、服装規定によって生徒と対立し、生徒をおさえつける指導をしてきたことの矛盾、非教育性
- ・服装問題でぶつかり合うより、もっと大事な問題で生徒と心を通い合わしたい。
- ・服装は本来個人が着たいものを着る
- ・それぞれの生き方、ものの考え方、流行風俗への感心など生徒の心を尊重したい
- ・私服の学校生活での、何が大切なかをわきまえた態度、行動を期待する。

同様に父母にも次のように説明されている。そこでは服装が華美、派手にならないか、お金がかからないか、毎日同じ服装で馬鹿にされないか、喫煙問題などが起こらないか、などに対して心配が予想されるが、普段着で来る、自分は自分という態度で生活する、高校生としての良識ある振る舞い、などの点について父母の協力を訴えたのである。

服装自由化決定の直後に3年生へのアンケートを実施したが、その結果では賛成が多くない。だが、自由化実施から1年後の3年生への調査結果では、191人の回答中、よかった、が163人で78.7%，よくなかった、が18人で8.6%，どちらでもないが10人で4.8%，無回答が16人で7.7%であり、約80%の賛同を得ている。

すでに服装自由化も4年目を経過し、厳しい規則への不満は解消されたのみならず、制服がむしろ他校との区別、差別のシンボルであったものが解消された意味は大きい。このY高校の試みは「自由は勝ち取るもの」という点では生徒自身による発想と運動によって得た自由化ではな

かった。しかし現在生徒たちは学校の個性尊重に大いに感動しているし、校門の鉄扉に挟まれて死亡した神戸の女性生徒を思いながら、自由尊重に一層信頼感を抱いているようである。

I 高校の場合

次に、上記の面接調査に協力してくれた教師を通して紹介された、北海道の I 高等学校による「服装自由化」の実践を取り上げ、生徒の自主活動の実践とその意義について見てみたい。この実践の経過をまず教師サイドの動きからの要約したい。⁽¹²⁾

1. 1987(昭和 62)年 改造学生服防止を目的に改造不可能な刺繡入り指定制服の制定
2. 1989(平成 1)年 服装指導の成果により、生活指導面は安定、しかし現行制服の機能面に問題、との意見により検討の開始
3. 1990(平成 2)年 服装改定の検討 ブレザーなどの見本展示、他校視察、改変防止が目的ではなく、「I 高校の教育」的観点による改定の検討
4. 1991(平成 3)年 服装検討委員会(生徒指導部 2 名、各学年 1 名)発足、新校長は改定検討は時期尚早との意見
5. 1992(平成 4)年 自由化への検討再開、校長は検討結果受け入れ、2 年学年団の取組みとして見学旅行に略装規定を作り、父母との合意、自由化への足掛かり
6. 1993(平成 5)年 校長以下教員の移動により、服装自由化の意義、目的を確認、新検討委員会(教頭、指導部 2 名、生徒会担当 1 名、各学年主任、総務・進路・業務・厚生から各 1 名)の設置 生徒総会での自由化決議(6 月)を受けて、業者や PTA との話し合い以上、教師側の活動を見てきたが、これと前後して、後で取り上げるような生徒側の動きがある。実際、1970 年代の服装自由化と昨今のそれとの相違は、70 年代は学生運動の高揚のなかで「権利」として獲得されたものが多かった。それに対して最近の自由化は教師の側から提案されたという特徴がある。そのことから次の点を I 高校教師集団では生徒の自主的活動の意義をとくに重視しているのである。

第一には、生徒側、教師側のいずれかの要求や提案にしても服装は自由化すること。

第二には、自由とは自主的に獲得するものである。

第三には、現在の子供達は権利を主張する意識を奪われているが、これは大人の責任であること、生徒による自治権の回復が必要であることという確認である。ここには、生徒には教育を受ける権利があり、自己を主張しながら成長して行く存在であるという教育観が脈打っている。

1991年に学年主任と生徒指導部を担当したN教諭は、上記のような認識に立って、具体的に以下のような生徒指導に乗り出すのである。

HRリーダー研修を組織し、前任のH高校の経験を紹介、役割を討議する。その研修の成果として、学年評議会が設置され、生徒会の中に縦横のつながりが出来てくる。

生徒会は教師側の熱意や指導に励まされて彼らの自主的な活動を開始する。活動目標に、「仲間づくり」を設定。行事の見直し、委員会活動の活発化など、身近な要求にもとづいた生徒会活動に動き出す。「服装の自由化」はその活動の一環であった。

さて、その生徒会の「服装自由化」の取り組みであるが、これも年を追って見てみたい。

1991年定例生徒会で、3年生の一部クラスが「服装を自由にして欲しい」との要望を提出（4月）。それにより、特別委員会の「服装検討委員会」（評議委員として各学年2名、執行部2名、任期半年）が組織化。

1993年「自由化」支持の生徒による私服登校、自由化の意義を訴える宣伝活動の展開（2月）。臨時生徒大会で評議委員会の任期などの改定（3月）。新たに「服装検討委員会」（各学年3名、執行部2名、任期1年）の発足（4月）。定例の生徒総会に執行部は「制服自由化」の方針を打ち出す（4月）。臨時生徒総会で服装検討委員会が服装完全自由化について決議（6月）。賛成405、反対137で可決。45期と46期の会長（3年、2年）、それに服装検討委員長の3名が校長に「制服廃止」の要望書を提出（9月）。

さて、重要なのはこの討論の経過において、第一に制服支持、私服支持両方の議論から、服装の在り方そのものへの議論に発展したという、その内容の質的発展について第二には、生徒の意見を吸収するクラス討論、学年討論会4回に及ぶ全学の討論会昼休み中の放送活動、という生徒の自主活動が展開されたこと第三に、身近な要望、問題に取り組み、

「仲間づくり」を目標にした生徒会活動が一定の成果を上げ得たこと、などが注目される。

この間、生徒会が率先して服装自由化の方針を打ち出したのはいかにも唐突な感じがしないわけではない。が、彼らなりにこの問題を掘り下げる議論し、生徒の動きに先がけて方針を打ち出すことで、この成果の牽引力の役割を果したことは事実であろう。しかし生徒会執行部は、侃々諤々、生徒間から意見が出ることを予想し、あるいは期待して、何も変わらない状況ではなく、現状の打開策として、あえてその方針を打ち出したのである。

一方、服装検討委員会は、最初は全く中立の立場から、制服とは何か、制服の歴史について、私服について、私服から制服にした学校の例、自分たちの制服はどうすべきなのか、等について情報提供をしている。時間と回数をかけて問題提起を繰り返し行い、生徒自身の問題として考えさせている。実はこの委員会のメンバーの半数は当初、制服賛成組だったということも報告されている。

それが、1993年6月22日の臨時生徒総会に服装検討委員会からだされた「提案」は、次のような内容になっている。制服によって「統一感や連帯感がうまれる」というが、むしろ管理されている気がする。同じでなければ生まれない統一感や連帯感は、表面的なものである。むしろ本当の統一感や連帯感は全員の心がひとつになったとき、自然と生まれて来るはずのものではないか。管理者の側から見れば、制服は便利で、規則を守らぬ生徒を見つけ出すためのリトマス紙の役割を果しているといえる。服装は自分で自由に選んで、T.P.O(時、場所、場合)に応じて着るもの。私服による差別やいじめの心配は、人間関係の確立、仲間同士の理解で克服できる。就職や進学の際の面接時には制服でなくとも相応の正装であればマイナスにならない。面接の本来の意味は、外見ではなく人間性や適性を見るものである。これまでの制服を含めて、「服装完全私服化」を目指して教師やPTAと話し合い、要求していく。

要約すると、以上のような服装検討委員会からの「提案」内容である。ここには制服の果している役割を冷静に見つめる目と私服による個々人の自立心や自己管理能力を促進しようとする主張がある。しかも予想される不安を消極的な姿勢で捉えるのではなく、連帯や仲間意識で克服し

ようとする積極的な姿勢が打ち出されている。

この前向きで説得力のある訴えが一般の生徒の心を動かして、上記のような支持票を得たのであろう。

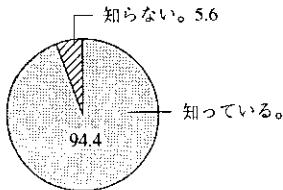
こうした動きの背後には、当然、先に見たような学年主任や生徒会指導部の教師達の意図的な援助や指導があった。つまり、役員選挙、リーダー研修を有機的に動かす服装問題の資料提供、「高校生の広場」への参加呼びかけ、学級通信、学年通信の利用等を通じての問題への喚起である。

反面、この問題に関して学校側や教師たちのPTAへの対応は不足していた。以下に見るアンケート結果がそれを表しているといえよう。

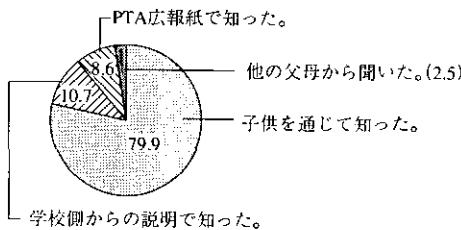
1993年10月、I高校PTAは生徒の父母に服装自由化のアンケートを行った。回収率は78.7パーセント。結果は以下の通り「制服廃止」は22.6%，約2割のみが賛成という結果である。

服装自由化父母アンケート結果

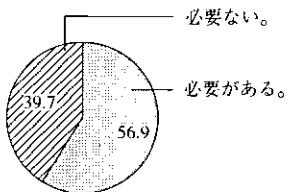
設問1 「服装自由化」について、本校生徒が活動を開始するのを知っていますか。



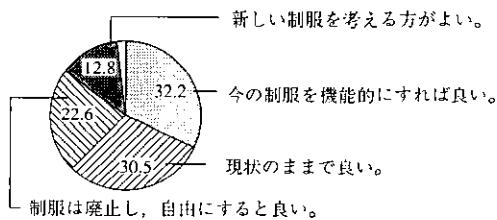
設問2 どのようにして知りましたか。



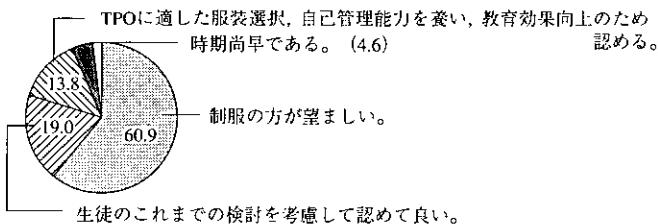
設問3 今、服装について検討する必要がありますか。



設問4 本校の制服について、どのようにお考えですか。

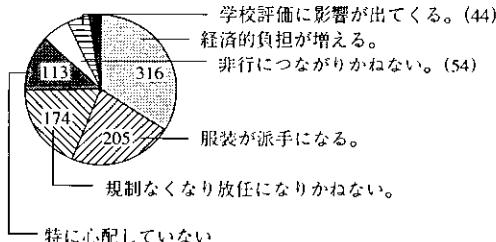


設問5 本校の「制服の自由化」について、どのようにお考えですか。



設問6 「服装の自由化」について心配されることがあるとしたらどのような点ですか。

※複数回答のため実数を入れてあります。



以上のような結果を踏まえて学校側の服装検討委員会は10月19日に「服装委員会原案」なるものを発表して、PTAの対策に奔走しなければならなくなつた。ここでは基本的には例え2割の服装自由化に対する賛成意見であつても、「施行の中で解決するほかはない」という方針に立つてゐる。そのうえで試行期間を11月下旬から二学期末までと定める。二学期末に第二次アンケート実施。その結果により、期間、方法を検討する。

さらに原案では、生徒に対しては父母の不安が解消されないうちは、自由化実施は困難であることを示し、考え方を示すとともに、他方、父母には生徒会のこれまでの取組みを理解してもらひ、「試行」中に解決策を考えることを理解してもらう、という方針を提案している。

以上のような経過で生徒自身による服装の自由化が決議されるという、実際に画期的運動が展開されたにもかかわらず、PTAの同意が得られな

いという理由で、その後これは中ぶらりんになったままである。

この状態をどう判断すべきであろうか。

上記のアンケート結果から、生徒の服装自由化の活動を知っている父母は 94.4% に達していることがわかる。しかし、その情報を得たところは子どもを通じてが約 80% である。つまり、すでに自由化決定の学校側からの説明で知ったと回答しているのは 10.7% にすぎない。

すなわち学校側が確信する自由化に向けての正確で説得力のある説明の不足が父母のそれへの賛成を 20.6% にとどめているのではないか、という疑問が残る。

父母の躊躇が校長以下教師集団や生徒集団の意志を留保したままになっているのだが、その後どう対処していくかが知りたいところである。それは単に服装の自由化獲得の問題ではなく、生徒の自治権や意見表明権の行使にかかわる問題と考えるからである。

この点、道央の F 高校の「服装自由化」は 1993 年の 7 月に実施された。しかしここでも、この実施にふみ切るまでには様々な要素の検討や対処が必要で、約 5 年の歳月を費やしている。

そもそも「自由化」とは「自分の着る服を自分で考えることにより、自主的な態度を育てる」ことに、学校関係者が合意するまでに相当の時を経ているのである。だが「自由化」実施が 1 年半過ぎた現在の F 高校では変形学生服など、「自分勝手な服装」を改めていく傾向にあるという。自由の真価が自覚され始めたといえるのだろう。

まとめ—改革の方向—

以上のアンケート結果を総合して考察を試みたい。今後の方向については、まず第一に学校教育に関わる者の教育観の転換が必要と思われる。

我が国が明治以来、富国強政策の重要な一環として課してきた上意下達の教育内容やその決め方が、そして国家総動員体制の学校管理方式の遺物である校則内容が、今日、もはや国際的にも国民の間にも支持が得られなくなってきた現状にある。「服装の乱れは心の乱れ」と信じ込んでいる教師達は、Y・F 高校などのような、服装自由化の中で生徒達が実感している自由の喜びや学校や教師への信頼に目を向けるべきであろ

う。また、服装の乱れに見る心の問題があるとすれば、外側からの管理強化ではなく、内面への地道な働きかけこそ重視し、変革する課題ではないのか。

「子どもの権利条約」の訳文一つを取ってみても、政府は「子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視 (due weight) される（第 12 条、国際教育法研究会訳）とは異なって、「児童の意見は、児童のその年齢及び成熟に相応に考慮されるものとする」に固執している。要は訳の問題と言うより、政府、文部省は権利主体としての子どもの最善の利益を第一義的 (primary) に考慮することへのためらいがここに表されていると窺えるのである。

この「条約」発効前後にも、日本の大人たちは相も変わらず、子どもに対して義務を果たしてから権利を要求せよ、とする論調が多い。⁽¹³⁾しかしこの一見最もらしい考えでは今までの学校や教育を一步も改革する必要はないということにつながるのであるまいか。翻って考えてみると、自主的で正しい責任感とか義務感などというものは、子どもを生活や学習の権利主体と捉え、個々人の自由な意志を育んでこそ育つものである。またそうでなければならないと考える。戦前のように、「滅私奉公」型の義務や責任を課していたのでは、自由な権利意識の育つ余地がない。

体罰が後々までもその子どもの心の傷として残っている事は、今日、⁽¹⁴⁾数多くの事例が明るみに出されてきている。体罰が学校教育法第 11 条で禁止されているのを知っているのか、知らないのか、それとも「そんなきれいごと言つていられない」のか、今日の学校では必要とあれば「愛のムチ」として体罰は正当視される向きがある。これもまた戦前からの名残であろうし、世間では一般に通用しないものが、学校では治外法権的に実施されているのである。

場合によっては傷害事件に発展する体罰が、「教育熱心な教師」によって行われているとすれば、何のための教育か理解に苦しむ。子どもの生命の尊重の上に教育は成り立つはずだからである。

確かに生徒による暴力は無視できない。だが、先に見たように、校長を含めての現場の教師集団の総意と必死の対処によって人間への信頼関係を築くことで、校内暴力などを克服した事例も少なくないのである。⁽¹⁵⁾もちろん管理の徹底、校則の強化、秩序回復対策によって、「荒れた学校」

を立て直した例も多いのは事実であるが。

第二に、学校改革の方法は、長い目で見ると学校を取り巻く幅広い関係者の参加システムが組織されるべきであると考える。

一例をあげよう。これは、オーストラリアのヴィクトリア州が学校改革の一環として組織し、指導している学校審議会（School Council）についてである。中等学校への参加システムとしてのこの審議会には、地域住民、校長、教師、生徒、父母の代表が加わり、学校のカリキュラムや生徒の生活全般、地域住民への校舎開放とその用途などについての会議をもっている。

そこには親の教育権、学習権の主体としての子どもの立場が明確にされ、教育の活性化と相互監視化に努めている。こうした学校参加システムは、すでに欧米では今日広く採用されている。

最後に、1991年の中央教育審議会答申では、これまでの基礎的・基本的内容の修得の徹底から、形式的な平等を廃して、「個性に応じてそれぞれが異なるものを目指す実質的な平等を実現する」課題を強調している。つまりその線に沿って主体的な学習に力点を置き、思考力、判断力、創造力を倍い、「意欲、関心、態度」を養うことを目指している。新しい学習指導要領のもとにこの「新学力観」による教育の展開が、真に子どもの基礎的な力を育成し、子どもを学習と生活の主体として育てていこうとしているのかは、今後監視し、それを要求していくかなければならない。

しかも、不登校児が年々増加し、いじめが続発する我が国では、学校と教育の改革をトータルな社会問題の視点から捉らえ、解決していくなければならないだろう。⁽¹⁶⁾

さらに、いじめられる側の十倍はいるといわれる、いじめる側の心理や状況の掘り下げた分析が必要である。いじめる側といじめられる側の立場の変換はいつでも起りうる状況にある。

そして、わかる授業、楽しい学校づくりは、それを奪われている者たちが主体となって声を上げなければ改革できない事を、昨今の全国的な校則見直し運動、いじめ克服の試みは語っている。

註

- (1) 1994年5月20日付で文部省事務次官通知として「『児童の権利条約に関する条約』について」が出されている。
- (2) F.フレーベルのクラウゼへの手紙に載せられている。邦訳、長田新訳『フレーベル自伝』(1949年)178頁、ヴィカルト・ラング編著司雅子訳『フレーベル教育学全集』第一巻 219頁
- (3) F.フレーベル、同上 451頁
- (4) エレン・ケイ、『児童の世紀』146頁
- (5) 同上 142頁
- (6) この調査結果によれば、「いじめをみたことがある」は、1年生で60%，2年生で45%，3年生で52%程度あったという。
- (7) 文部省による意志調査報告〔北海道新聞〕1994年10月26日付
- (8) 「北海道新聞」1994年8月21日付
- (9) S高校の生徒手帳、S高校PTAガイドブック『共育』などにこの「教育綱領」載せられている。
- (10) この生徒会によるアンケートの結果から、生徒の要求の多かった靴、短パンTシャツの改善を取り組むとまとめている。
- (11) Y高校の生徒手帳、「研究紀要」第8号などを参照。
- (12) I高校の教師による「服装自由化の取組みとその周辺」(1993年度教育研究全国集会報告)，第2学年、第3学年「学級通信」「学年通信」総集編の『飛翔 はばたき』などを参照。
- (13) 「現代のエスプリ」1992年11月の諸論文。
- (14) 沼澤博美『感動のない学校は学校じゃない』(1993年)
この中で、「著者は自らの実践を通じて、教師の体罰が生徒の心の消し難い傷跡を刻みこんでいる」具体例を記している。
- (15) 横山幸一、『親が変われば子は伸びる』(1990年)
- (16) 北海道新聞 1994年8月13日付
(1994年度北星学園大学特別研究費による研究である)

Japanese Education and the U.N.Convention on the Rights of the Child

Reiko SAKAI

In this thesis I would like to attempt an analysis and a discussion from the following viewpoints:

1. A child's right to be educated

- 1) The overall content of the Research and its outcome
- 2) Problems concerning school regulations
- 3) Grappling with school-regulation reform

Cases: Y and I High Schools

2. Problems concerning school education

- 1) Transforming educational views
- 2) The attempt of the school-council system

This paper reports the results of interviews with teachers and students all on various aspects of student rights within the Japanese education system.

I was concerned especially with such matters as student freedom of expression, access to information, freedom of thought, conscience and religion, the right to an education, and other issues in the Convention on the Rights of the Child.

Although Japanese students appear to take part during school festivals or sports events, they don't have an actual voice with respect to everyday regulations, moral rules, or decisions about a student's suspensions and withdrawals from school.

I also report about positive examples of cooperation between

teachers and students, such as at I High School; there, for example, students were able to take part in deciding the policy on the school uniforms. We do not consider this case simply to be a matter of whether or not the students wear uniforms, but rather about whether students, who are the reason for a school's existence, have any say about how their school is run. It is the construction of a way for students to participate in deciding on school regulations that counts.

At any rate, I believe that a key point for today's school education reform is understanding what the constituent members of a school and society understand about a child's right to learn and be educated.

北星学園大学文学部 北星論集第32号 正誤表

頁・行目	誤	正
141頁12行目	思 <u>行</u> 力	思 <u>考</u> 力
146頁17行目	<u>感</u> 心	<u>閑</u> 心
148頁5行目	行 <u>く</u>	<u>い</u> く